

裁 決

審査請求人 [REDACTED]
[REDACTED]

審査請求人代理人 [REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED]

処分庁 高松市福祉事務所長

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成27年2月20日付けで提起された、平成26年12月22日付け生活保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取消し、生活保護開始決定処分を求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、審査請求書等によれば概ね次のとおりである。

請求人は、[REDACTED]歳の頃から[REDACTED]歳の頃まで[REDACTED]、[REDACTED]歳の頃から[REDACTED]店を経営してきたが、[REDACTED]に倒産し、安定収入は途絶えた。その後、所有していた財産を処分するなどして生活してきたが、財産もなくなり、生活費を得る手段が尽きた。請求人は、高齢で[REDACTED]に罹患し、主治医から[REDACTED]とされている上、[REDACTED]歳頃に罹患した[REDACTED]により就労が困

難であり、平成 26 年 10 月 21 日、処分庁に対し、生活保護を申請したが、稼働能力不活用を理由として却下された。

平成 26 年 11 月 21 日、再度、処分庁に対し生活保護を申請したが、同年 12 月 22 日付で、前回と同じく、稼働能力の不活用を理由として却下された。

請求人は、 歳と高齢である上、 の持病及び を有しており、その稼働能力は限定されている。請求人は、その稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるものの、現在の不況下では、請求人の年齢の男性が実際に就労の場を得ることは困難である。請求人は、稼働能力に限られた状態にありながらもハローワークに通って真摯に就職活動を行ったものの、就労の場を得ることができなかった。請求人は、利用し得る能力を活用しており、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）4 条 1 項が定める、「利用し得る能力を活用する」との補足性の要件を満たしていることは明らかである。

請求人が稼働能力を活用しているにもかかわらず、稼働能力の不活用を理由として生活保護を却下したことには、違法・不当性がある。

第 2 認定事実

審査庁において、次の事実を認定する。

- 1 平成 26 年 11 月 21 日、請求人は、審査請求人代理人とともに処分庁を訪れ、保護申請を行った。申請書には「私は、 店等を経営して参りましたが、 に会社が倒産し、その後は収入がなくなり、家財等を処分して生活をして参りましたが、それもなくなりました。私は の持病があり、医師から と言われております。2 週間前から 状態です。このような状態ですから、ハローワークに行っても私に出来そうな仕事が見つかりません。」との記載がある。処分庁の担当職員（以下「担当職員」という。）は、請求人が「 ため、仕事ができない。」と訴えるため、 の主治医訪問又は検診命令により稼働能力の可否を判断し、稼働能力があると判断された場合には、ハローワークで就職活動を行い、その就職活動状況も保護の決定の判断材料である旨説明し、請求人も理解を示した。面接記録票には、請求人から聞き取った、請求人の年齢、生活状況、生活歴、職歴、病歴、資産及び扶養義務者等の状況や、 へ通院中であつたが、現在は通院していない旨の記載がある。
- 2 平成 26 年 12 月 1 日、担当職員は、請求人宅を訪問し、請求人に検診命令書を渡し、同月 5 日に で、就労の可否について、検診を受けるよう

伝えた。

- 3 平成 26 年 12 月 10 日、処分庁は、[REDACTED] から送られてきた請求人の検診書を受理した。検診書には、「傷病名は「[REDACTED]」、病状および就労の可否・程度は「[REDACTED]」しており、肉体労働は不可である。」、診療の要否、診療の方法等に関する意見は「[REDACTED]については、[REDACTED]を実施している。[REDACTED]も必須であり、定期的外来通院が必要です。」と記載されていた。

担当職員は、請求人宅を訪問し、[REDACTED]での検診命令の結果から、軽就労可であり、求職活動を行う必要があることを伝え、求職活動状況報告書を渡し、1週間に最低2日は、ハローワークへ行き、仕事を探し応募や面接を行うなど仕事に就けるよう積極的な求職活動を行うことと、その求職活動状況も保護の決定の判断材料である旨を説明し、請求人は理解した。担当職員は、同月 16 日の午前中までに求職活動状況報告書を提出するよう伝えた。

- 4 平成 26 年 12 月 16 日、請求人は、処分庁を訪れ、求職活動状況報告書を提出した。求職活動の内容は、1週間でハローワーク高松に3回行っているが、[REDACTED]、検討した求人は、接客、調理、一般事務であった。

担当職員は、請求人の求職活動状況について、ハローワーク高松に確認したところ、請求人の求める[REDACTED]販売業の求人については、数は少ないが、[REDACTED]就労が可能である営業、店員、清掃業、駐車場警備及びビル管理業等の求人は、数多く存在し、請求人が応募可能な求人があったとの回答を得た。なお、請求人は、[REDACTED]の販売の資格を持ち、これまでの職歴は、営業、店員、マネージャーのほか、自営で[REDACTED]店等を経営していた。

その後、処分庁は、請求人の保護申請について診断会議を開催した。処分庁は、診断会議において、[REDACTED]での検診命令の結果、軽就労可と判断し、請求人の病状では就労ができないとは言えず、請求人の離職理由は事業不振であり、他に就労阻害要因がなく、請求人が処分庁の助言に従い求職活動を行うことを了承したことを踏まえ、請求人には稼働能力があると判断した。処分庁は、請求人に対し、応募や面接を行い、積極的な求職活動を行うように伝えていたが、請求人が処分庁に提出した求職活動状況報告書の内容は、ハローワーク高松に通い求職活動を行っているが、[REDACTED]ことから、稼働能力を活用しているとは判断できないとして、本件処分に係る判断を行った。

第3 判断

1 稼働能力の活用について、次のとおり法及び国の通知にその取扱いが定められている。

(1) 保護の補足性について、法4条1項に、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とある。

(2) 稼働能力の活用について、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第4に、

「1 稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断すること。

また、判断に当たっては、必要に応じてケース診断会議や稼働能力判定会議等を開催するなど、組織的な検討を行うこと。

2 稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。

3 稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が2で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこと。

4 就労の場を得ることができるか否かの評価については、2で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因を踏まえて行うこと。」とある。

2 これらのことを踏まえ、本件処分に係る稼働能力の活用について検討する。

(1) 稼働能力があるか否かの評価について検討する。

処分庁は、上記第2の1のとおり申請書や面接記録票に記載がある保護申請時に請求人から聞き取った請求人の年齢、生活状況、生活歴、職歴、病歴、資産及び扶養義務者等の状況や、XXXXXXXXXXへの通院が中断されている状況につい

て把握している。次に、処分庁は、上記第2の2及び3のとおり請求人の就労の可否について、[]へ検診命令を行い、請求人は「[]しており、肉体労働は不可である。」との検診結果を得た。このため、処分庁は、上記第2の3のとおり請求人宅を訪問し、検診命令の結果から、軽就労可であり、求職活動が必要であることを伝え、求職活動状況報告書を渡し、1週間に最低2日は、ハローワークへ行って、仕事を探し応募や面接を行うなど仕事に就けるよう積極的な求職活動を行うことと、その求職活動状況も保護の決定の判断材料である旨を説明し、請求人は理解した。さらに、処分庁は、上記第2の4のとおり請求人の求職活動状況について、ハローワーク高松に確認したところ、請求人の求める[]販売業の求人については、数は少ないが、[]就労が可能である営業、店員、清掃業、駐車場警備及びビル管理業等の求人は、数多く存在し、請求人が応募可能な求人があったとの回答を得た。なお、請求人は、[]の販売の資格を持ち、これまでの職歴は、営業、店員、マネージャー、自営で[]店等を経営していた。

そして、処分庁は、上記第2の4のとおり診断会議において、[]の検診命令の結果、軽就労可と判断し、請求人の病状では就労ができないとは言えず、請求人の離職理由は事業不振であり、他に就労阻害要因がなく、請求人が処分庁の助言に従い求職活動を行うことを了承したことを踏まえ、請求人には稼働能力があると判断した。

局長通知第4-2に「稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。」とある。

処分庁は、請求人の年齢、生活歴、職歴、資格等を申請書や申請時の請求人からの聞き取りにより把握しており、「肉体労働は不可」との検診命令の結果を踏まえ、軽就労可であるとの医学的な面からの評価を行うとともに、請求人の有している資格、生活歴・職歴等を分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案し、請求人の稼働能力があると評価していることから、稼働能力があるか否かについて、違法・不当があるとは言えない。

(2) 稼働能力を活用する意思があるか否かの評価について検討する。

処分庁は、上記第2の3のとおり請求人に対し、検診命令の結果から、軽就労可であり、求職活動を行う必要があることを伝え、求職活動状況報告書を渡し、1週間に最低2日は、ハローワークへ行って、仕事を探し応募や面接を行うなど仕事に就けるよう積極的な求職活動を行うことと、その求職活動状況も保護の決

定の判断材料である旨を説明し、請求人は理解した。担当職員は、平成26年12月16日の午前中までに求職活動状況報告書を提出するよう伝えた。また、処分庁は、上記第2の4のとおり請求人の求職活動状況について、ハローワーク高松に確認したところ、請求人の求める[]販売業の求人については、数は少ないが、[]就労が可能である営業、店員、清掃業、駐車場警備及びビル管理業等の求人は、数多く存在し、請求人が応募可能な求人があったとの回答を得ている。なお、請求人は、[]の販売の資格を持ち、これまでの職歴は、営業、店員、マネージャー、自営で[]店等を経営していた。

そして、処分庁は、上記第2の4のとおり診断会議において、請求人に対し、応募や面接を行い、積極的な求職活動を行うように伝えていたが、請求人が処分庁に提出した求職活動状況報告書の内容は、ハローワーク高松に通い求職活動を行っているが、[]とは認められないことから、稼働能力を活用しているとは言えないと判断した。

局長通知第4-3に「稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が2で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこと。」とある。

処分庁は、請求人から提出された求職活動状況報告書、請求人への面接、ハローワーク高松への確認等により請求人の求職活動の実施状況を把握したうえで、ハローワーク高松に通い求職活動を行っているが、[]とは認められないことから、稼働能力を活用しているとは言えないと判断した。しかし、処分庁は、請求人のハローワーク高松の求職活動と求人先に応募し、面接していない事実を把握しているにとどまり、請求人が応募・面接に至らなかった理由を請求人やハローワーク高松に確認しておらず、真摯に求職活動を行っているとは認められないと判断した合理的な理由がケース記録に記載されておらず、稼働能力を活用する意思があるか否かの評価を適切に行っているとは言えない。

(3) 就労の場を得ることができると否かの評価について検討する。

処分庁は、上記第2の4のとおり、請求人の求職活動状況について、ハローワーク高松に確認し、ハローワーク高松での求職活動期間中に請求人の求める[]販売業の求人については、数が少ないが、[]就労が可能

である営業、店員、清掃業・駐車場警備及びビル管理業等の求人は、数多く存在し、請求人が応募可能な求人があったことを聴取した。

また、処分庁は、上記第2の1及び4のとおり、面接記録票に請求人の年齢、生活状況、生活歴、職歴及び病歴等を記載しており、診断会議において、請求人の離職理由は事業不振であって、他に就労阻害要因がないと判断している。

局長通知第4-4に「就労の場を得ることができるか否かの評価については、2で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因を踏まえて行うこと。」とある。

処分庁は、ハローワーク高松に確認し、請求人が希望する■■■■販売業の求人については数が少ないが、■■■■就労が可能な営業、店員、清掃業・駐車場警備及びビル管理業等の求人は数多く存在したことなど、地域における求人内容等の客観的な情報を把握しており、また、請求人の生活状況や職歴等を把握し、これらの生活状況等から稼働能力を前提とした就労を阻害する要因がないと判断していることから、就労の場を得ることができるか否かの評価について不当であるとは言えない。

以上のことから、稼働能力の不活用を理由とした本件処分については、稼働能力を活用する意思があるか否かの評価が不適切であり、法及び通知に基づき適正になされたと認められず、違法・不当であると言わざるを得ない。

第4 結論

本件審査請求は、理由があると認められるため、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）40条3項の規定を適用し、主文のとおり裁決する。

平成27年6月22日

審査庁 香川県知事 浜田 恵造

